

特定非営利活動法人Landschaft定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人Landschaftと称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を広島県山県郡北広島町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、広島県山県郡北広島町民（その近隣の住民を含む。以下「地域住民」という。）に対し、まちづくりの推進を図る活動に関する事業を行い、地域住民その他の地域全体の活性化及び発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - 一 まちづくりの推進を図る活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 一 特定非営利活動に係る事業
 - ア まちづくり事業
 - イ 地域活性化事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の各号に定める2種とし、第1号の正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に基づく社員とする。
 - 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人又は団体
 - 二 準会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動に協力する個人又は団体
- (入会)
- 第7条 正会員の入会に係る条件については、これを定めない。
 - 2 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出して申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、その入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって当該者に対してその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届を提出したとき。
- 二 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 継続して6月以上会費を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、所定の退会届を理事長に対して提出することによって、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、当該議決の前に、十分な弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款その他のこの法人の定める規約等に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 納入された入会金、会費及びその他の抛出金品は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人には、次の各号に定める役員を置く。この場合においては、第1号の理事の中から、理事長1人及び副理事長1人を選出する。

- 一 理事 3人以上
- 二 監事 1人以上

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選によって選出する。
- 3 役員には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長でない理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 理事の業務に係る執行の状況を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は監督官庁に報告すること。
 - 四 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 五 理事の業務に係る執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、これを2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期が満了する前に総会において後任の役員が選任された場合は、その役員任期は、これを当該総会が終結するまでとする。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、任期が満了した後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日の翌日から最初の総会が終結するまで当該任期を伸長する。
- 4 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 役員は、辞任し、又は任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決の前に、十分な弁明の機会を与えなければならない。
 - 一 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
 - 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総役員数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 合併
- 四 事業計画及び活動予算並びにその変更
- 五 事業報告及び活動決算
- 六 役員を選任又は解任並びにその職務及び報酬
- 七 入会金及び会費の額
- 八 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 九 事務局の組織及び運営
- 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、定期に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 二 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくともその開催日から起算して7日前までに、これを通知しなければならない。

(議長)

- ＼第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- ＼第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

- ＼第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- ＼第29条 正会員それぞれの表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定によって表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- ＼第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 一 日時及び場所
 - 二 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - 三 審議事項
 - 四 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員のすべてが書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 一 総会があったものとみなされた事項の内容
 - 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- 三 総会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - 一 総会に付議すべき事項
 - 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 三 前各号に定めるもののほか、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくともその開催日から7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 理事それぞれの表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定によって表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 一 日時及び場所
 - 二 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - 三 審議事項
 - 四 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された資産
- 二 入会金及び会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収益
- 五 事業に伴う収益
- 六 前各号に掲げるものでない収益

(資産の区分)

40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由によって予算が成立しないときは、理事長は、

理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じた収益費用を消化することができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(予備費の設定及び使用)
- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に、予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の承認決議を経なければならない。
(予算の追加及び更正)
- 第47条 予算を作成した後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
(事業報告及び決算)
- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)
- 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(臨機の措置)
- 第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ若しくは新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、監督官庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 総会の決議
 - 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 三 正会員の欠亡
 - 四 合併
 - 五 破産手続開始の決定
 - 六 監督官庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によってこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由によって解散するときは、監督官庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又はこの法人の所在地の属する地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ監督官庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。この場合において、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載してする。

第9章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

第1条 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

第2条 この法人の設立当初の役員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|--------|-------|
| 一 理事長 | 花木 勝徳 |
| 二 副理事長 | 佐原 直行 |
| 三 理事 | 堀田 眞司 |
| 四 監事 | 芳邦 啓佑 |

第3条 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。

第4条 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

第5条 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。

第6条 第8条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 一 正会員（個人） | 入会金 金0円，年会費 金1000円 |
| 二 正会員（団体） | 入会金 金0円，年会費 金1000円 |

三 準会員（個人）	入会金 金0円，年会費 金1000円
四 準会員（団体）	入会金 金0円，年会費 金1000円

以上